



服用薬剤調整支援料2



Q

服用薬剤調整支援料2について、内服薬に限らず、内服薬と外用薬の重複投薬の状況や副作用の可能性等を踏まえ、患者に処方される薬剤の種類数の減少に係る提案を行った場合は算定できるか？

A

患者に処方される内服薬の種類数の減少に係る提案を行った場合は、その他の要件※を満たせば算定できるとされております。

※次ページ：
令和4年度調剤報酬改定の概要(調剤)[令和4年3月4日版]



<参考>

事務連絡

令和4年7月13日厚生労働省保険局医療課 疑義解釈資料の送付について(その18)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000964451.pdf>



ちょっと教えて 診療報酬・調剤報酬

2023年 4月 | 180号
令和5年

薬局における服薬指導等の業務の主な評価（令和4年改定）

基本的な服薬指導

- **薬剤の基本的な説明**
薬歴を踏まえ、薬剤情報提供文書により、薬剤の服用に関する基本的な説明（薬剤の名称、形状、用法・用量、効能・効果、副作用・相互作用、服用及び保管上の注意事項等）を行う。
- **患者への必要な指導**
患者の服薬状況や服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等を踏まえ、投与される薬剤の適正使用のために必要な服薬指導を行う。（手帳を用いる場合は、調剤を行った薬剤について、①調剤日、②当該薬剤の名称、③用法・用量等を記載する。）
- **継続的な把握等**
処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導等を実施する。
→ **服薬管理指導料（45点又は59点/1回につき）**
- **乳幼児（6歳未満）に対する服薬指導**
乳幼児等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該内容を手帳に記載
→ **乳幼児服薬指導加算（12点/1回につき）**
- **医療的ケア児に対する薬学的管理**
医療的ケア児に対し、患者の状況に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、かつ、当該内容を手帳に記載
→ **小児特定加算（350点/1回につき）**
- **ハイリスク薬に対する管理指導**
ハイリスク薬の服用状況、副作用の有無等を確認し、薬学的管理・指導
→ **特定薬剤管理指導加算 1（10点/1回につき）**
- **麻薬に対する管理指導**
麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等を確認し、薬学的管理・指導
→ **麻薬管理指導加算（22点/1回につき）**
- **吸入薬に対する管理指導**
喘息等の患者に対し吸入薬の吸入指導等を行い、その結果等を医療機関へ情報提供
→ **吸入薬指導加算（30点/3月に1回まで）**

追加的な対応

- **医療機関への情報提供**
保険医療機関等の求めがあった場合に、必要な情報を文書により提供等した場合に算定
→ **服薬情報等提供料（20又は30点/月1回まで、50点/3月に1回まで）**
- **残薬への対応**
 - ① 自己による服薬管理が困難な患者に対し、一酸化や服薬カレンダー等を用いて薬剤を整理
 - ② 患者が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を実施（ブラウンバッグ運動）し、保険医療機関に情報提供した場合に算定
 → **外来服薬支援料 1（185点/月1回まで）**
- **一酸化による服薬支援**
多種類の薬剤を投与されている患者等に対して、一酸化及び必要な服薬指導を行い、かつ、患者の服薬管理を支援
→ **外来服薬支援料 2（34点/7日分ごと、240点/43日分以上）**
- **ポリファーマシー対策**
保険薬剤師が処方医に減薬の提案を行い、処方薬が2種類以上減少した場合に算定
→ **服用薬剤調整支援料 1（125点/月1回まで）**
保険薬剤師が処方医に減薬等の提案を行った場合に算定
→ **服用薬剤調整支援料 2（110点又は90点/3月に1回まで）**
- **調剤後のフォローアップ**
薬局が患者のレジメン（治療内容）等を把握した上で、抗がん剤を注射された悪性腫瘍の患者に対し、必要な薬学的管理指導を行い、その結果等を保険医療機関に文書により情報提供した場合に算定
→ **特定薬剤管理指導加算 2（100点/月1回まで）**
インスリン製剤等が処方等された患者に対し、必要な薬学的管理指導を行い、その結果等を保険医療機関に文書により情報提供した場合に算定
→ **調剤後薬剤管理指導加算（60点/月1回まで）**

厚生労働省保険局医療課：令和4年度調剤報酬改定の概要(調剤)[令和4年3月4日版]p24.

薬局における対人業務の評価の充実

服用薬剤調整支援料2の見直し

- 服用薬剤調整支援料2について、減薬等の提案により、処方された内服薬が減少した実績に応じた評価に変更する。

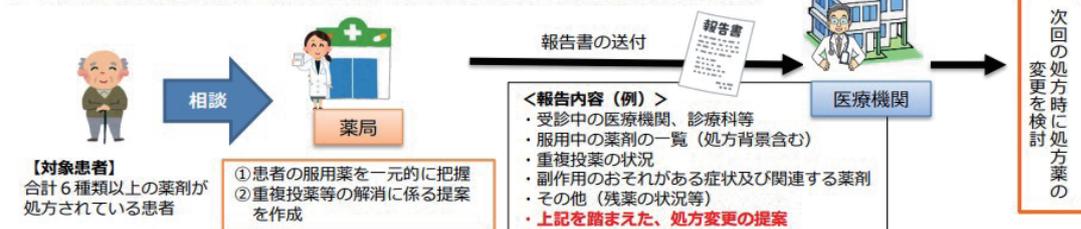
現行	改定後
【服用薬剤調整支援料】 服用薬剤調整支援料 2 100点	【服用薬剤調整支援料】 服用薬剤調整支援料 2 イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において行った場合 110点 ロ イ以外の場合 90点
	【施設基準】 重複投薬等の解消に係る実績を有していること。

（参考）服用薬剤調整支援料2

【算定要件】

複数の保険医療機関より6種類以上の内服薬が処方されていた患者について、患者等の求めに応じて、①当該患者の服用中の薬剤について一元的把握を行うとともに、②重複投薬等のおそれがある場合には、重複投薬等の解消に係る提案^(※)を検討し、当該提案や服用薬剤の一覧を含む報告書を作成し、処方医に送付した場合に算定する。

※ 重複投薬の状況や副作用の可能性等を踏まえ、患者に処方される薬剤の種類数の減少に係る提案



厚生労働省保険局医療課：令和4年度調剤報酬改定の概要(調剤)[令和4年3月4日版]p28.